

熊野の歴史

(研究ノート・第3号)

熊野の歴史

(研究ノート・第3号)

目次

毛筆製作上の語り	神鳥武彦	1
近代の熊野の政治	柴原健児	15
熊野の米騒動	柴原健児	55
熊野の災害と治山	柴原健児	61
第一次世界大戦と熊野町	柴原健児	79
熊野の海外渡航者・移住者	柴原健児	83
明治・大正期熊野村の財政資料―若干の覚文書―	佐中忠司	113
熊野町大字新宮彩集の中世遺物について	河瀬正利	139

毛筆製作上の語彙

神鳥武彦

—はじめに

単語の集合体のことを語彙という。語彙とは、数学でいうところの「集合の法則」のように、多数の語詞が類化したり対立したりしているという体系的存在態のことなのである。毛筆にかかわる語詞の群れも、集合という体系的存在をなしているものである。なぜなら、それは毛筆とその製作という事物に対応する語詞群であり、その外延は明確に他の事物と区画されているものであるからである。

毛筆製作は、熊野町のみに行なわれているものでないことは、周知のことである。伝統的な毛筆産地としては、奈良、豊橋あるいは京都などがあげられる。今ここでは、それらの地の毛筆語彙との比較は行なわない。しかし、それらの地での毛筆語彙との親近性は、ひじょうに高いように思われる。たとえば、豊橋の毛筆業者などは、熊野町のそれに対して、「ボンマゼ」の方法によって大量生産を行なったといつて非難する。また、自らの豊橋筆に対しては、「ダイマゼ」の方法をとるので品質は上等であるが、大量生産ができないといつて、豊橋筆の生産量の少なさを弁護する。非難と弁護に使用される「ボンマゼ」「ダイマゼ」という混毛の技法の名称は、奈良、豊橋等と熊野との間で全く一致したものとなっている。

毛筆にかかわる語詞の、地域間で同等性があることの蓋然性の高さは、それが各地で随所に行なわれているというものでない毛筆であるだけに、かなり高いと予想される。それは、毛筆製造にかかわる技術そのものが伝承によらなくてはならないということによると思われるからである。しかしながら、この問題は、今後、各地の比較調査によって明らかにされなくてはならない問題であると考えている。

ここでは、熊野町における毛筆語彙を考察するに当たって、その語を音声符号としてのかたかなで示す。また、語の右側に傍線を付して、その語のアクセントを示す。また、その語の使用状況を示す対話の一部を、語の表示と同様な方法で表記しておく。そのうえ、それらの語が、歴史的文書に見られる場合には、その実例を示し、その語の成立について考察を加えていく。

(なお、この稿では、毛筆語彙の一部についてのみ示すことにする。)

二 「筆」と「筆の製作」

フデ¹ 筆

モーヒツ¹ 毛筆

「フデ」と「モーヒツ」とは、相異なることなく用いられている。一般に、口ことばとしては「フデ」を用いるが、他の地域の人に対して、あるいは公的な機関への申立て等の用語としては「モーヒツ」の形を用いている。漢語形が、格式ある用語として好まれているわけである。このような状況において、

○クマノ¹フデジ¹ギョーキョードーク¹ミアイ 熊野筆事業協同組合

の名称が用いられていることには注目しなければならない。熊野町での「フデ」という語への親しみ深い状況がよくわかるわけである。

「フデ」の語は、日本書紀、古事記等には見られない。大室律令では図書寮に「造筆手」を置いたとあり、また、延喜式では諸国の別貢に「筆」とあるところから、平安時代には、すでに「ふで」の語は一般的であったらしい。源氏物語では、

「ふでの先うち見つ、こまやかに書きやすらひ給へる、いとよし」（野分）

のように、筆そのものの物の名を示す例があると同時に、

「いといたうふですみたる気色ありて、書きなし給へり」（梅枝）

のように筆で文字を書くことそのことを示した例も存在する。「筆」の語が、一般化してきて、物の名のみならず、書くことも表すように用法を拡張してきたものと考えられる。その点では、「筆」の語形の出現は遅いけれども、中国から文字が伝来するころに相前後して、この語が形成されたかと考えられる。

「筆」の語形が、固有の語形であったものとは思われない。そのため、この語の語源について、幾つかの説がある。このうち、最も一般的だと考えられているのは、「ふみて」から「ふんで」となり、「ふで」という語形になったとする説である。語源説を整理して示せば、次のようになる。

(1) ふみて（文手、書手）の意とするもの

『倭名類聚抄』『類聚名義抄』『菊池俗言考』などのような江戸時代以前の古辞書にも見られる。また、次の諸書に見られるように、明治以後の学者によっても唱えられている語源説でもある。

『国語の語根とその分類』（大島正健）

『大言海』（大槻文彦）

『国語学論考』（金田一京助）

「国語の語彙の特色」（佐藤喜代治）

(2) 「フミイデ」の意とするもの

『日本釈名』

(3) 幣束のホデ（梵天）に形が似ていることからとするもの

『折口学への招待』（高崎正秀）

(4) 秀文（フデ）の意とするもの

『日本文学説』（黒川真頼）

(6) 「筆」の音である「ヒツ」の音転とするもの

『国語学通論』（金沢庄三郎）

筆の作製について、当地では、次のようにいう。

○フデョー マク。 筆を巻く。

この「フデョー マク」の言い方は、毛筆一管を完成させる全工程をいうものではない。すなわち、筆の主要部分である穂首の完成のみを指しているものである。

「筆を巻く」の言い方に最も近い例を出せば、次のようである。古くは、建長二年八月十六日の条を記した『

弁内侍日記』に出てくる。

又五節のまねに、宮内卿のすけどのいだしうたせらるべきにて侍し（中略）あまりをそくなりて、その坐もすみ侍りしに、左衛門督も、ちとはおかしげにおもひてぞたち給にし、いといとおかしくて、こころのうち、弁内侍、

聞はやすしろうすやうの折からはいかがいふべき巻きあげの筆

これは、平家物語 卷二 殿上閣討の事の条に出てくる「巻上筆」と同じ物のことであろう。すなわち、筆軸に色糸をもつて飾りたてた筆のことをいうのである。このような軸の飾り立ての方法は、現在でも、有馬温泉土産として売られている有馬筆に見られる。熊野筆の製造法が有馬より伝えられたとする伝承が現存するところからすると、「軸を巻く」ことをもつて筆の最終的仕上げとする有馬筆の「筆を巻く」という作業そのことを、熊野において筆の穂首を作るといふ言い方に転用したのではないかと考えられなくはない。

なおまた、日本における筆が古代において紙巻によつて穂首が作成されていたことと、「筆を巻く」の言い方との間に何らかの関連があるのではないかとすることも否定できない。紙に毛を揃え広げて、それを巻くということによつて筆を作っていたことは、正倉院御物の筆を見てもわかる。「東大寺正倉院御宝庫御開封記録」によれば、

斑竹筆 纏紙存 毫不存

とある。古い製法が見られるものである。

筆を製作することを、日本では一般に「筆を結ぶ」といつていた。たとえば、『実隆公記』においても、この

言い方が見られる。

永正三年十一月十九日甲午、……筆工来之間、兔毫令結之。

また、一六〇三〜一六〇四年にかけて出来た『日葡辞書』においても、「Fude」の項に、次のような記述がある。

Fudeuo yū (筆を結ふ) 日本のペン(筆)をつくる。

室町時代以降でも、「筆を結ふ」という言い方が一般的であった。江戸のごく初めに出版された『職人尽歌合』(俗称「七十一番歌合」)によると、

なびくほどいかがゆはましわがためは夏毛のふでの心こはさを

の歌をあげている。「結ふ」と「言ふ」とを掛けた歌である。そして、その判詞に、

ふでは、ゆふばかりなくおもしろく

と述べている。「筆を結ふ」の言い方が正統的であったといえるであろうか。

この言い方は、さらに幕末においても用いられている。『万金産業袋』に、

「総じて筆のゆひやうは……」

とある。

「筆を巻く」の言い方が、筆の穂首製作にあたってその最後の段階で麻糸で糸締めをすることをいうことからすれば、特に奇異な感じを与える言い方ではない。それだけに、「巻上筆」の言い方に由来するかあるいは紙巻穂首の製作法に由来するかわいずれかの「筆を巻く」という言い方が、熊野町において一般化したと考えることに、

充分な蓋然性がありえたとと思われる。その一方、「筆を結ふ」の言い方は、「髪を結ふ」などの「結ふ」に見られるように、毛をまとめるという言い方から成立したかと思われる。現在では、その言い方が、穂首の製作にのみ使われるものなのか、あるいは筆全体の完成について使われるものなのか、判然としない。しかし、筆の生命である穂首の重要さからすれば、「結ふ」の言い方は、穂首についていうことの多かつたものとだけは推察されよう。

三 筆の構成部分

ホクビ 穂首

ジク 軸

筆は、毛房状の部分すなわち「ホクビ」と細長い竹状の部分とから構成されている。筆のうち、穂首の部分が重要であり、その製作に当たっては高度の技術が必要とされる。

「ホクビ」の語は、通常稲の穂の部分すなわち稲穂の房状の部分を指している。あるいは、時に槍等の先の部分をいうこともある。筆の「穂」の部分すなわちその先端を毛房の部分に相当すると認めたために、この名称が生まれたかと思われる。

「軸」について、これを「ジク」と呼称するのはいつからであろうか。「統修東大寺正倉院文書三十一」に所収されている天平宝字三年六月二十八日の紙背に、

四 百文菟毛筆十管

とある。筆は、「管」の助数詞で数えられていたということがわかる。これは、筆の軸が管状のもので作られているということによるものであることは、直ちにわかることである。ところが、『日葡辞書』では、「Tqui」(対)の項に、

Fude itqui (筆一対) 一組のペン [筆]。

とある。室町期においては、すでに筆が「対」の助数詞で数えられるようになっていたことを示している。現在、熊野町でも、筆を数える助数詞として、「ツイ」の語を用いているが、これは室町時代以前の呼称を伝承しているものと考えられる。

筆の軸を「管」と呼ぶことは、筆の異名として、『日葡辞書』に次のような語を載せていることが参考となるうか。

Chuxocun (中書君)

Quanjōji (管城子)

Quanjōsu (管城子)

Sobi (鼠尾)

これらの各語は、いずれも漢語に由来する語である。そのうち、「管城子」とするものは、筆の軸に注目した命名である。「鼠尾」は、穂先の毛の種類に注目した命名である。いずれにせよ、これらを見ると、管の名が軸部分のことをいうことに由来することだけはわかる。また、『江家次第』四、正月、除目の条に、

筆不用丹管斑竹等

とある。漢文脈においては、「管」の語を用いたかと思われる。

『易林本節用集』においては、

柄ツカ欄ツカ管ツカ筆

と載せている。「管」が訓読される時には、「つか」の語形で読まれたことをじゅうぶんに想像させるものである。

「つか」の語形は、すでに「源氏物語」において見られる。

御車のもとかきこれみつ、承りやしつらむ、さる召しもやと例にならいて、ふところにまうけたるつかみ
じかきふでなど、御車とどむるところにたてまつれり。(落標)

また、「今昔物語集」三十においても、「大キナル筆欄ツカ二入レテ」とある。江戸初期の『職人尽歌合』においても、

筆づかに切りつづめたるさき竹の長き夜しらず月を見る哉

の歌をあげ、その判詞として、

筆づかに切りつづめたるといひて、すゑにながき夜しらぬとよめるたくみ也

という理由をあげている。「筆づか」の語が「軸」であることは明確である。

江戸初期に出た『宗五大草紙』の「色々の事」に条には、

一、主人へ筆を参らせ候は、ぢくの方を右の手にて差出すべし。又筆のぢくの長さの事、真の物は四寸貳分、
行の物は四寸八分、草の物は五寸貳分といへり。

と述べている。筆の「軸」の言い方の成立がここに見られる。同じく江戸初期に出来た『毛吹草』においてもその巻四で、「薩摩」の名物として、

黒檀細工 筆の筈

としている。宗五大草紙の例のように、書くべき文字によって軸の長さの違うことを指摘している点は注目してよからう。

軸を作っているものは、

タケ| 竹

キ| 木

である。このうち、最も多く用いられるものが「タケ」である。「キ」の軸は、かつては相当の大筆でないかぎり使用されなかったが、近來では学童用のものに使われるようになっていく。

軸の末端にある飾りは、牛骨、黒檀等で作られていた。後にセルロイドとなり、現在では合成樹脂系のものが用いられることが多い。しかし、かつて多く用いられていた牛骨に由来する、

コツ|

という言い方をもってこれを指している。

なお、筆の附属品として、筆帽がある。これは、

サヤ|

カブセ

キャップ

セル

と呼ばれている。現在では外来語の「キャップ」の語を最も多く用いる。「セル」というのは、かつて「ヨシノカワ」（葦の皮）をもって筆帽にしていたものが、後にセルロイド系のもので変わったため、このように呼ばれるようになったらしい。

「サヤ」の語形は、古くから用いられていたようである。『伊呂波字類抄』の雑の部に、

筆筒 フデノサヤ

としている。

四 筆の種類

筆の種類を区分する用語は、おおよそ次のようである。

スイヒツ 水筆

ネンセー 年生

○ネンセー ユーナール ガクドール ヨーノール。年生というのは学童用よね。

○ホクビユー ノリデ カタメチヨル フデノ コト ヨノール。穂首を糊で固めている筆のことよね。

シンカキ 真書き

○コマール ジユー カク フデ ヨール。小さな字を書く筆よ。

メンソール 面相

○エカキガ カワノ セン カク トキニツカウソナ。絵書が顔の線を書く時に使うのだそうだ。
○ホデモ ジュー カイチモ エーガン カケマス デ。それでも字を書いても、よく書けますよ。

ベニフデ 紅筆

ガヒツ 画筆

ケシヨバケ 化粧ばけ

アブラサシ 油さし

昭和二十年以前に、熊野町で主として生産された筆は、「水筆」「年生」「真書き」「面相」の四種であった。「紅筆」以下の語がその用途を中心にした命名をしているのに対して、従来からの生産品の命名にはその由来の不明なものが多い。

このうち、水筆は、江戸後期の『槐記』に出てくる語形である。

享保十二年五月晦日、参候、昨日右大将ノ御参リニテ松下見櫛ガ水筆ト申スハイカヤウノ筆ニテ候ヤ、窺ヒタキヨシヲ申スト、仰ラレケルホドニ、ソレハ見櫛ガツネニ見ル書ニ出タルコトナガラ、面々ノカラ用ヒヌコトニハ氣ガツカヌモノユヘナリ、ソレハ五雜俎ニ出デテシンナシ筆ノコトナリ、総ジテ漢名ノ立チャウガ、日本人ノ思入トハアチラコチラナルコト多シ、是ナドモ心ナシ心アリト云処ナラバ、義ハタタズ、心アルハ墨ニ染メテツカフ、心ナシ畫筆ノ類ハ水ニソソギテツカフユエニ、水筆ト云ナルベシ

ここに、「水筆」の語は出現しているけれども、それは画筆のことだと説明している。熊野町という「水筆」は、手紙や文書を書くために用いられる、穂首一・五cmほど、その径七〜八mmほどの筆のことで、世上最も多く用い

られているものである。『槐記』の記述とは、全く異なるものである点は、注目される。

「年生」の語は、学童用の意から、「一年生」などの語を基にして生んだのであろうか。その命名の由来はわかりにくい。

なお、そのほか筆の大きさによる命名も行なわれている。

オヤフデ 親筆

コフデ 子筆

「コフデ」は「小筆」のことかとも考えられる。しかし、「オヤフデ」の言い方が存するところから、「子筆」の意ではないかと考えられる。

○スイヒツァー コフデン ナル。水筆は子筆になる。

これは、水筆の筆の形状を子筆に区別することを説明した表現である。

フトフデ 太筆

タイヒツ 大筆

○フトフデ ユータラ タイヒツノ コトー イーマス。太筆というと、大筆のことを言います。

こうしてみると、筆を形状から命名する場合には、「大筆」のものについての呼称の多いことに気づく。大筆が日常用の筆でなかっただけに、特に注意され命名されたのであろうか。

「水筆」「年生」「真書」「面相」は、通常、穂首を糊で固めている。ところが、書家等は、穂首を糊で固めていない筆を好む。このような筆を、

サバキ さばき

バラ ばら

のように言う。これは穂首の毛の形状に着目した命名である。

以上のように、熊野町での毛筆の種類に対する命名は、生産者の立場からの命名である。それゆえ、仕向先別の要求に対応した命名法をとっているとみてよい。町の文房具店等では、「大筆」か「小筆」あるいは、穂首の毛の種類や軸の形状に着目して名づけている。それに対して、熊野町では全く異なる命名法を用いていることは、注目してよからう。

五 おわりに

これまで、筆のごく一部の呼称について考察した。これ以外にも、なお筆の製法にかかわる呼称は数多い。その多くは文献上でも見られないも多い。町内に製法についての記録等があれば拝見したいと思っている。

また、他の生産地の呼称と異なるものもあろう。それらを御存知の方は、ぜひとも御教示頂きたいものである。

近代の熊野の政治

柴原健児

〈明治初期の熊野の政治〉

江戸時代の熊野町は、熊野村と川角村・平谷村とに分かれていた。そして江戸時代の後半には次のように庄屋が熊野に二名（組頭が三〜五名）、川角村・平谷村にそれぞれ一名いたのである。知られている人は次の通りである。

熊野村

天保十年（一八三九）

山田屋祖平次

市郎左衛門

弘化五年（一八四八）

養次郎

市郎左衛門

安政元年（一八五四）

健太郎

市郎左衛門

慶応元年（一八六五）

健太郎

謙次郎

平谷村

正徳四年（一七一四）

梶山治兵衛

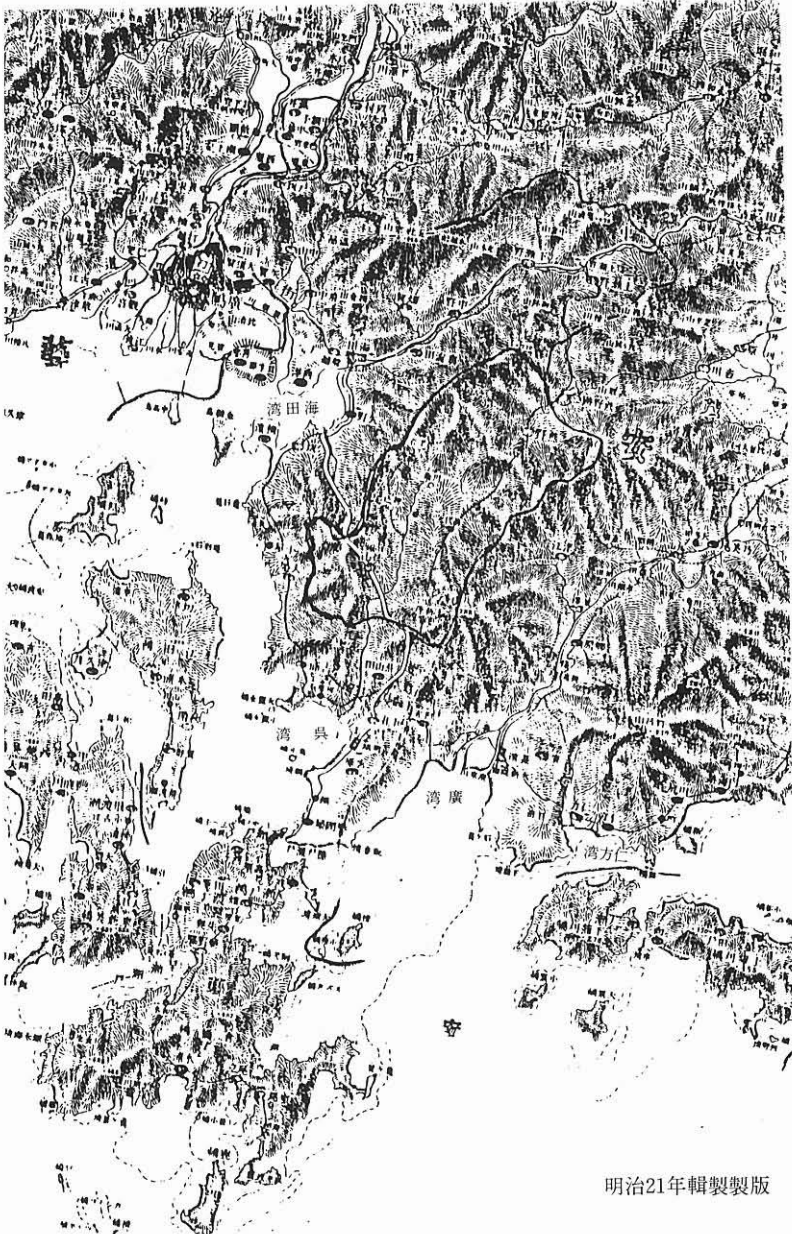
川角村

天保二年（一八三一）

四郎右衛門

（筆の町熊野誌から）

第三大区第五小区



江戸が東京と改称され、年号が慶応から明治に改められても、村の政治にすぐには大きな変動があったわけではない。明治三年九月、平民に苗字の使用が許可されたが、人々の生活そのものには、やはり大きな変化はなかった。

明治21年輯製製版

明治四年四月、太政官布告で「府藩県一般戸籍の法」が公布され、戸籍編成のための行政区画（大区・小区）が設けられることになった。しかし、広島藩は武一騒動のため、おかれて十月からこの作業が始められ、翌五年の四月に編成された。それは、県下を一七大区に分け、大区をさらに四ないし一六の小区に分けるものであった。熊野・平谷・川角は、押込・苗代・栃原・焼山とともに（いわゆる熊野七郷）第三大区の第五小区を形成していた。大区の事務所は大区用所と称し、第三大区では海田市におかれていた。大区の区長は国枝與助（文静）が任命され、区長を補佐する戸長には莊山田村出身で、もと割庄屋の沢原為綱が任ぜられた。小区の事務所は小区用所あるいは用場といわれ、副戸長がおかれた。第五小区の副戸長には、苗代から神藤徳孝が、熊野からは以前の庄屋であり、佐々木の姓を名のるようになった健太郎が任名された。

明治六年八月には、組織に手直しが行われた。大区の事務所は会議所とよばれ、区長・副区長がその任にあつた。小区の長は戸長といい、熊野は佐々木裕四郎がなつた。七年三月には、また改正があり、小区を連合して事務所を設け、その事務所に戸長、副戸長をおくことにしたのである。そのときの上等戸長（上等と下等とがあり、月給にも等差があつた。）に佐々木健太郎（のち高仙を名のる）が任名されている。

このときの連合の範囲がどのようなものであつたかはわからない。明治十年十二月の連合では、第三大区内の十一の小区を七つに分けた。そのひとつに、矢野に事務所をおくものがある。それは、熊野、平谷、川角と押込、苗代、栃原、焼山の熊野七郷、それに矢野、坂、大屋の十ヶ村の連合である。そのときの連合の戸長は金子誠之助（広島）であつたという。また、神藤徳孝が戸長であつたという左の資料もあり、戸長が二人いたのか、それともどちらかが間違ひなのか、断定できない。

副戸長は熊野村では佐々木祐四郎がなつた。こうした事務所には、筆生（後の書記）四名がおかれていた。

このような任命された戸長や副戸長のほかに、村内に在籍し、不動産を有する二十才以上の男子により選出される人民総代が二名いた。明治十年十二月、熊野から高仙の子佐々木亮之輔が選出された。総代は、その心得書によると、金穀公借（財政）、共有物取扱、土木起功などに関して住民の意志を代弁する役割を果たさせようとするものだった。

以上、めまぐるしく組織やそれに従事した人々が変わっている。しかし任命され選出された人名をみると庄屋の経験者やその子であることがわかる。また、その職務も戸籍のみならず、村政事務全般を受けもつようになったと考えられる。

この時期の大きな政治的課題は、学制・徴兵制と地租改正であつた。学制は明治五年九月に頒布された。「邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」とあるように、戸主の義務を説くとともに、教育を村の責任とするものであつた。また、明治五年十二月には徴兵告諭が出された。その名簿作成のためにも戸籍の掌握が必要であり、それも村の仕事となつたのである。

地租改正は、六年七月に地租改正条例が公布されたことにより始まる。土地をあらためて丈量すること、収益を中心に地価を決定すること。地価の三％を地租、また一％を地方費とすること、物納を廃止し金納とすること、年（豊凶）によつて地租に変化がないようにすることなどを内容とするものだった。広島県では八年六月に土地丈量が指示され、十年中ごろに完了しているので、熊野でもこの間に行われたと思われる。県はこの仕事に正副区長をあたらせ、さらに一大区一名の改正総代を設けて、これを補佐させた。量地伝習を繰り返して丈量技術者を

養成し、各村三、四名の技術者によつて村内の測量を行わせた。地等条例で等級の組み立てをしたが、農民には不満があり、県は硬軟おり混ぜての説得でようやく納得させた。熊野の御建山（藩有林）であるとう所山などは、この時国有林に組み込まれた。

明治十一年七月「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」の三新法が、続いて十三年四月「区町村会法」が公布され、地方行政は方向を転換することになった。それは、大区・小区制が地方の実情に合わないために旧に復すること、地租改正への不満により十年一月、地租を地価の二・五%に切り下げたためにおこる国政事務の府県会・区町村への移行に対応させること、藩閥政府への自由民権運動の反対、県令と新しくできた県会との対立などを地方議会の段階で封じこめ、緩和しようとするものであった。

なお地方税規則は、県費・区費を地方税とする一方、各区町村限りの経費を私的な経費として協議費と名付け、徴収方法・費途を住民の協議にまかせていた。

編成法の六条によると「各町村二戸長各一員ヲ置ク、又数町村二一員ヲ置クコトヲ得」とあり、八月には、「戸長ハ其人民ニ於テ可成公選セシメル」とし、十一月には「町村戸長選挙規則」を公布し、戸長の任期は再選を妨げない三年とした。役所は戸長役場といつた。

第三大区は編成法により、区制以前の安芸郡にもどり、その郡役所を海田市に置いた。第五小区も元の通り、熊野は熊野村、平谷村、川角村となつた。

安芸郡長には沢原為綱、熊野村戸長には人民総代であつた佐々木亮之輔が任命された。戸長は、一時民選の時期もあつたようであるが、後に再び任命制となつている。

村会もあり、明治十二年九月、十四年、十七年、二十年の四月にそれぞれ選挙が行われたようである。熊野村の定員は五名だった。その時選ばれた人々の名はわからない。しかし明治十二年十月に発足した三十五ヶ村連合会議についての資料から手がかりが求められる。これは安芸郡内の村（町）々が資金を出し合い、共同で事業をするもので、会議は郡役所で開かれ、議長には郡長がなった。その「人名控」によると、会議に熊野村は世良孫次郎を、平谷村は菅田甚右衛門を、川角村は藤田伊太郎を送っている。これらの人たちは、十二年九月の選挙で選ばれた村会議員の代表と思われる。

熊野村の選挙権者数を明治二十年十二月で示すと一、〇四一人であった。

明治二十年の戸長役場には、戸長のもとで次の人々が筆生として事務を取り扱っていた。世良保良次、中井堰、単田慶四郎、遠山省三、世良実三郎、世良雄三郎の六名である。そして翌二十一年四月から雇として世良喜一、立花吉松、土井外人の三名が加わって、総勢九名の陣容であった。

平谷村と川角村の場合は、押込村、苗代村、栃原村の五ヶ村を合わせてひとりの戸長がおかれ、明治十一年十二月には神藤徳孝の弟神藤（のち進藤）徳隣が、そして十二年八月には徳孝が申し付けられていた。

明治十六年二月には苗代村、栃原村の二村の戸長を神藤文吾が兼ねていた。平谷、川角村は押込を含めて三ヶ村が連合して戸長を置き、その時の戸長は平谷村の菅尾泰助だった。しかし、十七年七月から町村制の始まる十二年までは五ヶ村連合の戸長であり、神藤徳孝が務めていた。そのとき、各村から一名ずつ計五名の議員が出て連合村会をつくっていた。平谷村からは菅尾泰助、川角村からは尾川徳一郎であった。このように合併の兆しを色濃くもっていたのである。

明治十一年の府県会規則をうけての広島県の県会は、十二年の四月から始まる。初めは定数六十二、任期四年、二年毎の半数改選というしくみであった。安芸郡の定数は五名である。熊野村からは、安芸郡仁保島の波田一郎退職による補欠として十五年三月からおよそ一年間務めた渡辺勘助がいた。そのあとは苗代の神藤徳孝が引き継いだ。また佐々木祐四郎の子恵仲は、安芸郡中山の浜本正蕃のあとを継ぎ十八年三月の補欠選挙で当選し、ひき続いて同年九月の選挙でも当選している。

平谷村・川角村からの県会への当選者はいない。

県会議員の被選挙権者は地租十円以上納め、選挙権者は地租五円以上納める者であつて、ともに満二十五才以上の男子である。明治二十年十二月の熊野村で示せば次の通りである。

地租五円以上を納める選挙権を有する者	三六〇人
ゝ	
選挙権を有せざる者	二六人
ゝ	
地租十円以上を納める被選挙権を有する者	一九七人
ゝ	
被選挙権を有せざる者	二四人

〈町村制のもとの熊野の政治〉

明治二十一年四月、市制、町村制が公布され、二十二年四月一日より施行された。執行機関として任期四年の村長がおかれた。村長は名誉職で村会が満三十才以上の公民のなかから選出し、知事の認可を受けて決定された。

公民とは満二十五才以上の男子であり、地租を納めるか直接国税二円以上納める者をいうのである。また、任期六年、三年ごと半数改選（大正二年末まで。それ以後任期四年、改選なし）の村会があつた。村会は二級の選挙制が採用されていて、多額納税者の属する一級選挙人とその下位の二級選挙人があり、それぞれ議員定数の半数ずつを選挙するしくみになっていた。そのため選挙は二日にわたつて行われていた。村会の議長は、村長が兼任した。またこのときから戸長役場は村役場と呼ばれるようになった。

現在の熊野は熊野村（大正七年熊野町に）と本庄村に合併された川角・平谷にわかれていた。合併は、町村制公布後間もない六月の内務大臣の訓令「独立自治ニ耐ユルノ資力」をもつ「有力ノ町村」の造成及び町村合併の標準として「各町村大凡ソ三百戸以上ヲ常例トス」る指示に応えるものだったといえる。ちなみに、明治二十一年の五ヶ村と熊野村の戸数及び人口は次の通りである。

平谷村	六六戸	三四四人
川角村	五六戸	三〇〇人
押込村	七〇戸	三六七人
苗代村	一三六戸	六六〇人
栃原村	一一〇戸	六二八人
計	四三八戸	二、二九九人
熊野村	一、一二三戸	五、八七八人

〈熊野村の場合〉

熊野村（熊野町）の歴代村長・助役・収入役は次の通りである。収入役の名が途中からになっている。これは不明の時期もあるが、収入役の事務を助役や書記に兼掌させていた場合もあるためと考えられる。

収入役	助役	町長	助役	町長	明治
		43.1 43	22.2	22.2	22
	三地 清人	伊藤太三郎	中井 堰	世良保良次	25
		45 大正元			
		3.2 仏岡 堤			
	4.2 隼田慶四郎	4.2 三地清人	26.5	26.5	
		4.11 世良実三郎	井上真一郎	中井 堰	30
		6.1			
	7.4		30.5 隼田慶四郎	30.5 佐々木亮之輔	30
山田 千里		阿 原	32.3	32.3	
11.11 近藤義雄	梶 山	10	世 良 実三郎	井上真一郎	35
14.7 佐々木 真一	寿 四 郎	15 昭和元	38.7 佐々木 章	36.4 中井 堰	40
3.3 徳田弥四郎			40.5	世良実三郎	40
4.4 阿原 寅三		4.3 才津原積			
		5.2 伊藤 忠兵衛	三 地 清人		43
		6.10			

また、熊野村は七つの地区に分かれていて、それぞれの地区（かつての庭）には公選で任期三年の区長がおり民意を代表するたてまえであった。区長公選の時期と明治二十七年の区長を示すと次の通りである。

	明治二十二年	明治二十七年
出 来	結 城 守 衛	近 藤 平 四 郎
中 溝	佐々木多三兵衛	山 下 廉 一
城之堀	榎 崎 文 三	榎 崎 文 三
初 神	立 花 菊 次 郎	立 花 菊 次 郎
新 宮	土 井 兼 次 郎	土 井 兼 次 郎
萩 原	中 井 健 四 郎	中 井 健 四 郎
呉 地	井 上 真 一 郎	隼 田 慶 四 郎

これで見ると、前述の明治二十年に筆生であった人々が助役になり、さらに村（町）長になっている例が前半に多くみられる。明治四十三年の伊藤太三郎や大正三年の仏円堤は村会議員出身である。しかし、大正から昭和にかけて四期、間をあげて一期つとめた阿原臣は、村長となるまで助役でもなく村会議員でもなかった人である。また、区長は明治二十二年と二十七年とで見ると、七名中四名が同じ人である。二十年近く続けた人もあり、再任を重ねることが多かったようである。

明治三十一年頃の「熊野村役場處務規定」によると、村役場の仕事には次のようなものがあり、二つの課で分担していた。

第一課 庶務 議事 兵事 戸籍 学務 衛生 勸業 土木 會計

第二課 地理 収税

注 地理とは地籍のこと

右の十一の分野をどちらの課に入れるかは村によって違いがあるが、熊野村の場合地理・収税で一課になっている。収税には土地を中心にした徴収台帳の整備や、村税のみならず国税・地方税の賦課及び徴収事務が含まれることから重要視されていたことがわかる。

他にも次の訓令にみるような報告事項があり、それぞれ調査をし、書類を作成、送付しなければならなかったのである。

明治二十四年一月訓令第六号本県報告例中町村より差出すべき報告手続並に期限等左の通り改正す

右訓令す

明治二十七年十一月二十六日

安芸郡長 栗原 幹

第一条 報告事項を類別し、左の三類とす

一類 郡役所を経、本県知事に報告するもの

二類 直接、本県知事へ報告するもの

三類 郡長へ報告するもの

一類では、たとえば貴族院議員や衆議院議員が死亡したことなど、その都度報告する日報が十四件、その月にあった事項をまとめて報告する月報、またその年にあった事項を報告する年報がそれぞれ一件、二件ある。

二類では、日報に気象があり、年報が二件である。何といつても郡長へ報告する三類が多く、日報が兵役者優待に係る事項など三十八件、日報が二件、季報が一件、半年報が三件である。年報は一〇〇件ほどある。そのなかには、戸口表・人口出入表・本籍人別・本籍人口生年別、本籍出生死亡及婚姻、現住人出生死亡、就除籍入籍及逃亡失踪などの人口動態に関する事項から金融、運輸、学校、村政、選挙権者数、農産物などがあり、きめこまかく規定している。これら一〇〇件のうち、一月十五日と二月十日を提出期限とするものがそれぞれ四分の一ずつあり、熊

熊野村吏員表

明治26年2月31日

種別		人員	月俸	報酬金
村長	名誉職 ママ 10円以上10円未満	1	(3)	2
助役	名誉職 ママ 10円以上10円未満	1	(3)	1
収入役	ママ 6円以上6円未満	1	3	
書記	ママ 6円以上6円未満	6 (7)	18 (21)	
合計		9	21 (27)	3

注 28年12月には

- 以上がなくなる
- () のようになる
- 収入役の月俸が4円に、書記は平均3円に

29年12月には

- 助役の報酬金が2円になる。

野村に關係する事項のみとはいへ、それらの報告日が近づくにつれ多忙さを加えていったと推測される。なお、日清戦争が始まるとともに兵事に関する事務や報告事項はさらに増加したと考えられる。

これらの仕事をする吏員数を、明治二十六年頃と大正四年頃で示すと下の通りである。なお、月俸（報酬金）を合わせて示す。

これで見ると、二十数年間に、二名の書記と日給で働く使丁がふえたことがわかる。吏員の服務規定を明治三十年頃で示すと、次の通りである。

勤務時間

服 務 規 定	
四月 十日	七月十日
七月十一日	九月十日
九月十一日	四月九日
9 .. 00	7 .. 00
16 .. 00	12 .. 00
	8 .. 00
	15 .. 00

大正4年・大正5年

種 別	人 員	月 俸
村 長	1	11 円
助 役	1	9
収 入 役	1	13
書 記	8	10.25
使 丁	2	1日30銭
学 務 委 員	2	1日70銭
備 人		

出勤状態は、一月の出勤日数を六カ月ごとにまとめ、勤惰表という一覧表に整理されている。明治二十年七月から十二月の筆生六名の勤惰表をみると、年令の下の者ほど出勤状況がよく、ある人の場合、七、八月は日曜、休日もなく三十日出勤している。一八〇日中、最高が一六三日、最低が一三三日である。

熊野村村会議員の選挙権は地租を納める者に与えられており、その数を示すと次の通りである。町村制実施前と実施後では選挙権者の資格が違っているためかなりの差が生じている。

明治二十年	二十一年	二十五年	二十六年	二十八年	二十九年
一〇四一	一一〇三	七九七	七九五	七七三	七七五

村会議員は定数十八名である。役員経歴簿により当選者を復元してみると、次のようになる。

第一回 (明治二十二年四月から)

中村儀平、世良孫次郎、仏円 堤、榎崎文三、佐々木亮、世良保良次、結城守衛、佐々木多三兵衛、世良実三郎、中井 堰、中井健四郎、井上真一郎、横山九郎右衛門、隼田慶四郎、立花兼次郎、土井兼次郎、遠山省三(十七名で一名不明)

第二回 (明治二十五年四月から)

中村儀平、世良孫次郎、佐々木亮、世良保良次、結城守衛、井上真一郎、立花兼次郎(以上くじで残任者となる)、榎崎文三、中井 堰、中井健四郎、土井兼次郎、仏円平四郎、伊藤源兵衛、井上佐七、隼田源五郎、馬上宗太郎、堀田繁太郎、萩野元三郎(十八名)

第三回 (明治二十八年四月から)

榎崎文三、中井 堰、中井健四郎、土井兼次郎、仏円平四郎、伊藤源兵衛、井上佐七、隼田源五郎、堀田繁太郎、中村儀平、山下廉一、世良雄三郎、仏円 堤、井上真一郎、横山九郎右衛門、立花兼次郎、井上友太郎、宝沢盛登(十八名)

第四回 (明治三十一年四月から)

中村儀平、山下廉一、世良雄三郎、仏円 堤、井上真一郎、横山九郎右衛門、立花兼次郎、井上友太郎、佐々木亮、隼田慶四郎、仏円平四郎、伊藤太三郎、大久保誠一、梶矢兼吉、藤田文右衛門 (十五名で三名不明)

第五回 (明治三十四年四月から)

佐々木亮、隼田慶四郎、仏円平四郎、伊藤太三郎、大久保誠一、梶矢兼吉、藤田文右衛門、世良雄三郎、仏円 堤、榎崎文三、世良実三郎、中井健四郎、立花兼次郎、馬上宗太郎、井上友太郎 (十五名で三名不明)

第六回 (明治三十七年四月から)

世良雄三郎、仏円 堤、榎崎文三、世良実三郎、中井健四郎、立花兼次郎、馬上宗太郎、井上友太郎、佐々木亮、中井 堰、仏円平四郎、堀田繁太郎、伊藤太三郎、大久保誠一、梶矢兼吉、立本俊造、隼田耕基、貞蔭貞三 (十八名)

第七回 (明治四十年四月から)

佐々木亮、仏円平四郎、堀田繁太郎、伊藤太三郎、大久保誠一、梶矢兼吉、立本俊造、隼田耕基、貞蔭貞三、榎崎文三、中井健四郎、立花兼次郎、井上友太郎、一信吾一郎、中井慶一郎、上馬場鶴之助、青盛若松、志々田次太郎 (十八名)

第八回 (明治四十三年四月から)

榎崎文三、中井健四郎、立花兼次郎、井上友太郎、一信吾一郎、中井慶一郎、上馬場鶴之助、志々田次太郎、青盛若松、佐々木亮、結城守衛、仏円平四郎、大久保誠一、梶矢兼吉、馬上泰次郎、前中俊次郎、佐々木章、三地清人 (十八名)

第九回 (大正二年四月から)

世良雄三郎、仏円 堤、伊藤太三郎、大久保誠一、藤田文右衛門、貞蔭貞三、中井慶一郎、上馬場鶴之助、志々田次太郎、馬上泰次郎、前中俊次郎、佐々木章、三地清人、福田内利一、住岡甚太郎、佐々木久太郎、神鳥辰次郎、立花寅次郎 (十八名)

第十回 (大正六年四月から)

仏岡平四郎、大久保誠一、前中俊次郎、三地清人、佐々木久太郎、神鳥辰次郎、立花寅次郎、隼田源一郎、佐々木真一、伊藤忠兵衛、世良実三郎
(十一名、七名不明)

第十一回 (大正十年四月から)

世良実三郎、佐々木久太郎、佐々木亮、城本稷一、尺田徳太郎、隼田源一郎、神鳥庄三郎、志々田次太郎、中井慶一郎、梶山寿四郎、荻野房太郎、台信祐太郎、菅田仁一、溝野順藏、阿原臣、東兼四郎、三村勘次
(十七名)

第十二回 (大正十四年四月から)

神鳥林右衛門、花木武一、光本岩次、三地清人、神鳥庄三郎、伊藤源七、東兼四郎、志々田次太郎、佐々木亮、伊藤忠兵衛、台信祐太郎、三村勘次、菅田仁一、城本稷一、石田豊視、佐々木久太郎、近藤謙吉、山田千里
(十八名)

第十三回 (昭和四年四月から)

城本稷一、前中五郎一、神鳥林右衛門、伊藤源七、近藤謙吉、志々田次太郎、阿原臣、藤河王三、神鳥修三、道土井巖、立花正人、神鳥庄三郎、上馬場健二郎、佐々木久太郎、石田豊視、若島峰三、仏岡聰次郎、中原甚五郎
(十八名)

十一回までの資料は役員経歴簿のみであるため、人数が十八名に足りないことがあり、あいまいさを残す。今後の調査を待つ他はない。「統計報告事跡」には定員と現員という使い分けがしてあり、現員十四名という年もある。欠員をそのままにした場合も多いようである。

ところで、明治二十二年四月の村会議員の選挙では、村長・助役と並んで書記三名も当選している。書記と村会議員は兼任できないことがわかって、当選しながらも六月には退職している。区長もその時は全員が村会議員となっている。二十五年の選挙になると、村会議員を兼ねている区長は七名中四名になっている。

大正七年十月一日、熊野村に町制が施行され熊野町となった。県知事に対し変更の議を上申し、許可されたの

である。広島県下の村制から町制への動きを、明治・大正で示すと次の通りである。

町制へかわった村の数(広島県)

明治22	1
23	1
24	
25	
26	1
27	
28	
29	2
30	2
31	4
32	
33	
34	
35	
36	
37	1
38	
39	2
40	2
41	
42	1
43	
44	3
45	
大正 2	1
3	
4	
5	1
6	5
7	2
8	
9	
10	1
11	3
12	1
13	
14	
15	3

〔広島県町村合併史〕より



初代町長 阿原 健臣

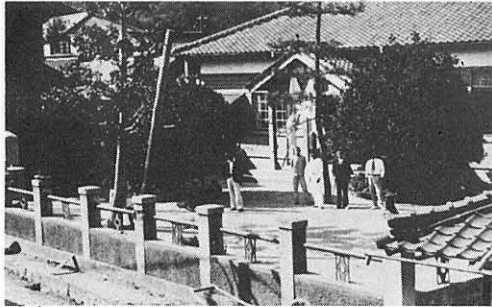
この時期の安芸郡では、大正五年二月の吉浦町、大正六年十月の矢野町に次ぐ町制施行である。そのときの村長は、阿原健臣だつ

た。初代の町長ということになる。当時の熊野町の人口及び戸数は次の通りである。(参考までに矢野町の人口は大正五年十二月で五、八二六人、戸数は一、〇五二戸である)

大正七年の熊野町(村)

人口 七、二三七人

戸数 一、三三四戸



古い熊野村役場



古い役場の位置 明治32年測図 2万分の1

昭和二年までの村(町)役場は、熊野町三、三一二の一番地で現在の西光寺の西どなりであった。それ以後、現在の三、五五一の一番地に移って今日に至っている。



石碑

役場の位置だけでなく、普通選挙法の成立や不景気な時代を反映して、町の政治にも新しい動きがみられる。ひとつは町制施行以前から十二年間町(村)長を務めた阿原臣に代わる二代目の町長選挙である。立候補者は、呉地の地主で町会議員の伊藤忠兵衛と、大学出で元新聞記者の才津原積(中溝出身)であった。選挙参謀には才津原には町議花本武一が、伊藤には沢原太郎がそれぞれあたり、采配をにぎった。当時、町長は町会議員による選挙で決められていた。ところがこのたびは、それに先立って住民全体による予備投票を行おうとしたのである。昭和四年一月二十八日、有権者一、五二〇名のうち九〇%に近い一、三〇〇名が西光寺、追分小学校の二ヶ所で投票した。結果は才津原積が多数であった。しかし、町会はなかなか才津原を次期町長に決定しなかった。理由は、伊藤が才津原の資格(公民権制限の特免)について問題があるとし、それに対し才津原はあくまで予備選挙の結果を重視したためである。町長阿原臣は、伊藤、才津原や町会議員、予備選挙実行委員に対して、任期折半就任の調停工作をしたが、成功しなかった。二月二十四日には中溝区民は町民大会を開いて町長の早期決定を迫り、二十五日の予算町会の席で代表が助役梶山寿四郎に大会のもようを報告している。その結果、二十八日に決

定することになった。町会議員と実行委員は、前もって女夫池料亭で秘密会を開いて内定しようとしたが收拾は

紛糾を重ねる

熊野町々長問題

二十八日町會開會

提案決議は延期となる

中国新聞（昭和4年3月1日）

つかなかった。当日は六百余名の町民が見守るなか、光教坊で選挙町會が開かれた。九時の予定は午後三時五十分におくれ、しかも六名欠席の十二名で始まった。助役によって次の議案が提案された。

- 一、予備投票で当選した才津原積氏の公民権制限特免の件。

二、町長選挙の件

しかし、午後五時、佐々木亮の三日間延期の提案を八対四で可決して、その日はあつげなく終了したのである。

このようにこじれた問題を解決するため阿原町長の再任を願う声もでてきた。結果としては才津原におちつい

たのであるが、町政に大きなしこりを残したことは間違いない。才津原は昭和五年二月、衆議院議員立候補のため辞職し、その後を継いだ伊藤も一年余りで辞め、阿原臣が再び町長になっているのである。

なお、四年四月に行われた町議選では、十八名中九名が入れかわり、新しい波を感じさせるものがある。

〈本庄村の場合〉

村役場は苗代におかれた。しかし場所は一定せず、わかっていることは、村長をした苗代の真藤氏宅にあった

町長選挙に町民が投票投票を實施したのち町議間に意見の相違を見
て今日まで延引してゐた安藤町長
午後三時五十分投票人六百名投票者
を得ぬまゝ開出した
せでものくしいうちにやうやく

本庄村役場の位置

1 明治32年測図

2 万分の1



2 大正14年、昭和4年

5 万分の1



こともあり、明治二十八年十月に苗代西条一二三番屋敷の八木氏宅に家賃一ヶ年十二円で借りて移転したこともあるということである。さらに、三十二年四月、苗代大元一、一八八番地の八木貞策所有の建物（草葺桁行五間、梁行四間）を一一七円の予算で買入れようとしたとあるが、買ったかどうかはわからない。三十九年、苗代札の本の説教場を買収し移転している。